

給ふと。又舊記に、其の先き公の馬見所ありて、足輕番所は佐賀關助と金子次郎兵衛支配すとあり。然るに元祿三年三月十七日の大火に、關助馬場の馬見所并番所焼失すとあり。といへり。今按ずるに、元祿三年火災記に、淺野川御厩御亭并番所焼亡とある御亭は馬見所にて、御亭とも呼びたりけん。

○淺野川厩跡

延寶の金澤圖に、馬場入口北側の角に御馬屋と記載し、前口十三間五尺六寸、南側三十間四尺、北側廿八間三尺、尻地淺野川河縁十六間二尺とありて、其の北隣は渡邊源兵衛邸地なり。元祿六年の土帳にも、渡邊源兵衛馬場御馬屋の隣とあり。また佐藤六兵衛關助馬場御馬屋角、笠間普七郎馬場御馬屋近邊なども見ゆ、改作秘書に、毎年正月節松員數四本、淺野川御厩。と記載す。改作所舊記に載せたる寛文八年三月十村役共への建書に、今度帳面に記し上る二歳駒、當八日關助馬場御馬屋迄牽出候様、御馬乘田中十太夫・片山半兵衛申談候條、右日限無相違牽參候様可申渡。とあり。元祿三年火災記に、淺野川御厩・同所御亭并番所悉

焼失。と見わたれば、元祿の初まで存在せし事いぢるし。三州志來因概覽附錄に、昔關助馬場邊に淺野川御厩あり。元祿三年の大火に延焼す。或は寶永七年に作る。此の時裁許坂井權兵衛二口善兵衛とあり。此の焼後再造なく、堂形厩にて是より取捌くと也。といへり。又藩國官職通考に云ふ。傳言に往古より淺野川馬場に御厩有之。藩侯御留守年には、此厩へ御馬奉行出席し、御用儀を取捌き來る處、元祿三年に右厩并に役所等悉く焼失し、古來の舊記ども此時悉皆灰燼と成る。故に厩方等の事一切不傳。といへり。今按ずるに、淺野川馬場の厩并に馬奉行役所等焼失の事は、葛卷昌興自記に、元祿三年三月十七日巳後刻、堀宗叔より出火、淺野川關助邊等焼失、同厩并馬見所等延焼。と見ゆ、同火災記并に變異記にも、淺野川御馬屋并馬見所番所等焼失。とあり。又此の後寶永七年三月十三日夜子刻、卯辰來教寺より出火、森本町・關助馬場邊不殘焼失。とあり。

○馬奉行事略

三州志來因概覽附錄に云ふ。御馬奉行は、微妙公の時小松に於て三田崎孫市勤る。是起本と云ふ。三田崎何組なるや、

今此の姓なし。中古北川又右衛門勤る頃より二人宛と定る。と云へり。藩國官職通考に云ふ。御馬奉行其初一切詳かならず。小説起本には、三田崎孫市・淺野藤左衛門、此兩人微妙公小松に在城の時馬奉行を勤むと見ゆ、前錄には右兩人と三百石津田與三郎と三人、萬治の以前勤之と云ふ。是等其起本なるべし。其後金子與左衛門・渡邊清左衛門・篠井權左衛門・篠原大學・西尾三郎左衛門・神尾伊兵衛、是等の人々萬治年間より寛文中まで勤之。都て一人役なり。

延寶年中に北川又右衛門・湯原伊織勤むる頃より兩人役となる也。といへり。平次按ずるに、右三州志并藩國官職通考の考説、並に據とするに足らざる歟。三田崎孫市は寛永十九年の小松土帳に、三百石三段崎孫市。とありて、組は記載せず。淺野藤左衛門は馬廻組にて小松町奉行とあり。又寛文十一年の土帳に如左記載す。

- 一、三百石 小將組 馬奉行 北川又右衛門 四十九
 - 一、二百八拾石 馬廻組 馬奉行 笠間 源六 六十三
 - 一、二百五拾石 同 馬奉行 官北孫兵衛 六十四
- 以上三人也。右土帳にて見れば、寛文十一年の頃は三人に

て勤めたる事著明也。然るを萬治年間より寛文中迄、都て一人役の處、延寶年中に北川又右衛門等勤むる頃より兩人役と成るなどいへるは、皆誤也。

○淺野川馬市場

舊藩國初以來、淺野川の馬市とて、加賀・能登・越中の郡方に産する駒をば、關助馬場へ牽出し、此の馬場にて馬市を立てたり。此の馬市の起源は詳かならずといへり。按ずるに、慶長十八年六月(八月)利光卿在判定書に、馬賣買之儀、相極候上にて三日過候は、如何様之くせ馬たりといへども、馬主へ返遣候儀停止之事。と云ふ一條を載せられたり。此の定書にて見れば、馬市は既に夫より以前建てしめられしと聞ゆ。萬治元年十二月の定書に、馬市如跡々可申付事とありて、此の定書に如跡々とあるにても、其の以前より早く建てられたる事知られけり。扱其の巨細なる事は、郡方留記に載せたる萬治三年七月廿五日佐藤與三右衛門・石野半左衛門兩人よりの建書に、如例年來朔日より馬市被仰付間、如去年三歳より六歳まで、十村一手合切に、朔日より淺野川馬市場まで可引出旨被仰渡。と見ゆ、添書に、右之